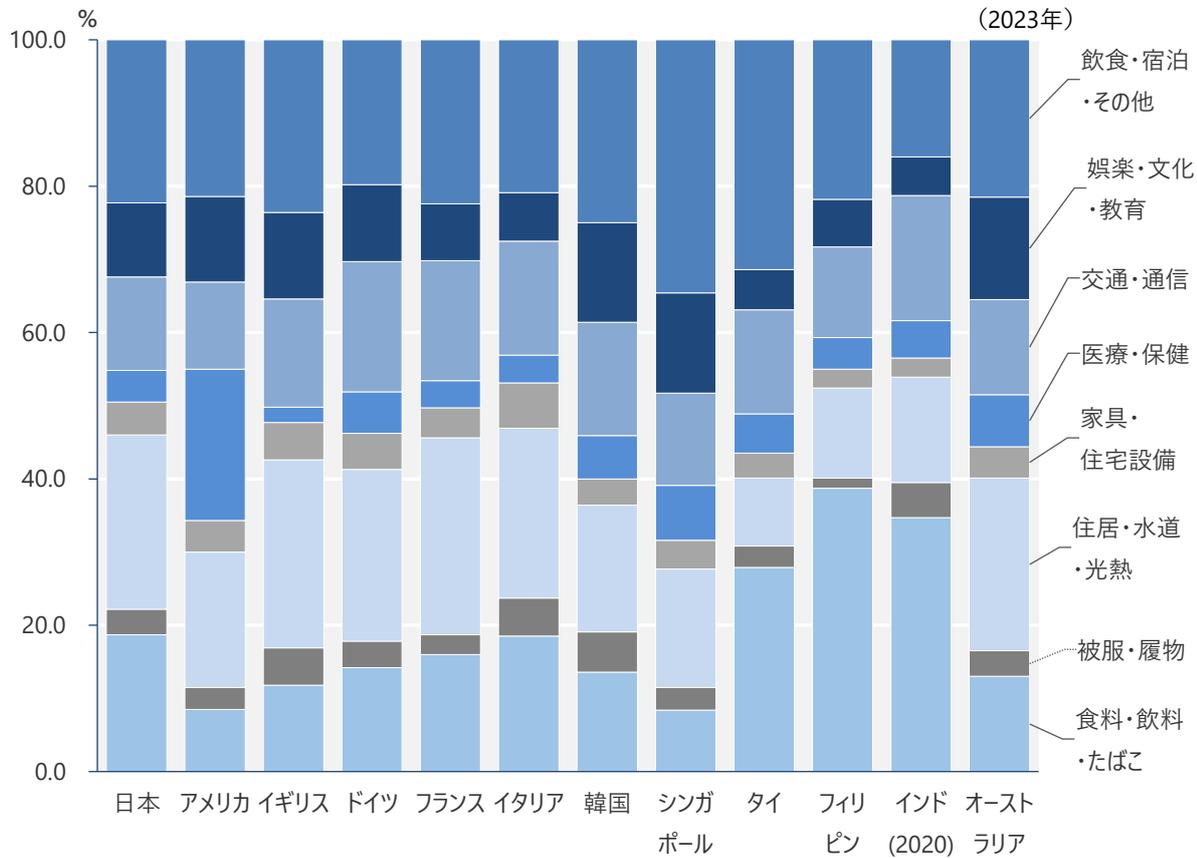


# 9. 勤労者生活・福祉

---

Worklife and Welfare

## 9-1 家計消費支出の構成比



関連表 p.255 「第 9-2 表 一人当たり国内家計最終消費支出」

家計消費支出は、一般に国内総支出の6割前後を占めるとされ、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するための参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産（支出）額（USDル換算値）が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は、1970年代は30%ほどであったが、2023年には18.7%まで低下している。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国でも強く現れている。

先進諸国は、「食料・飲料・たばこ」の占める割合が、1～2割程度と低いが、フィリピン（38.7%）、インド（34.7%）、タイ（27.9%）等の国では高い。これに対して、先進諸国は「住居・水道・光熱」費の占める割合が高くなっている。なお、アメリカについては、「食料・飲料・たばこ」や「交通・通信」などの占める比率が相対的に低い一方で、「医療・保健」が消費支出の2割にのぼる点も、特徴といえる。

## 第 9-1 表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成

Table 9-1: Composition of households and NPISH, resources side/uses side

	計	雇用者 報酬	営業 余剰	混合 所得	財産 所得	社会負 担及び 社会保 障	その他の 経常移 転	年金基 金準備 金の変 動	
受取側									Resources side
									2023年、%
日本	100.0	61.1	8.2	2.8	6.2	16.7	5.2	-0.2	JPN
アメリカ	100.0	48.6	8.0	8.6	14.6	19.8	0.4	—	USA
カナダ	100.0	55.7	0.1	13.2	11.5	11.4	6.4	1.6	CAN
イギリス	100.0	49.0	9.8	6.6	12.2	16.5	2.8	3.2	UK
ドイツ 1)	100.0	53.8	3.7	8.4	11.5	17.6	3.6	1.4	DEU
フランス 1)	100.0	52.2	9.4	4.8	7.2	21.0	5.0	0.3	FRA
イタリア	100.0	40.7	9.8	12.9	10.7	22.7	2.7	0.4	ITA
オランダ 1)	100.0	51.1	4.9	10.3	9.0	18.6	3.1	3.0	NLD
ベルギー 1)	100.0	53.0	7.0	6.7	9.0	20.6	3.3	0.5	BEL
スペイン	100.0	50.3	6.6	10.3	6.1	19.0	7.8	-0.1	ESP
デンマーク	100.0	56.8	4.0	3.7	8.4	19.0	3.8	4.3	DNK
スウェーデン	100.0	56.8	2.2	3.0	10.3	17.6	4.7	5.4	SWE
フィンランド	100.0	55.5	8.1	5.0	6.7	21.3	3.4	-0.1	FIN
ノルウェー 2)	100.0	59.6	5.9	1.3	4.6	21.2	4.8	2.5	NOR
韓国 2)	100.0	58.5	4.9	4.3	9.6	11.1	10.8	0.7	KOR
オーストラリア	100.0	57.9	9.7	7.8	12.7	7.7	4.2	—	AUS
メキシコ	100.0	30.7	7.1	23.6	19.2	5.6	10.4	3.3	MEX
	Total	a	b	c	d	e	f	g	

\* NPISH: Non-profit institutions serving households.

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

## 第9-1表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成 (続き)

Table 9-1: Composition of households and NPISH, resources side/uses side (cont.)

	計	最終消費支出	財産所得	社会負担及び社会保障	所得・富等に課される経常税	その他の経常移転	貯蓄(総)	年金基金準備金の変動	
支払側									Uses side
									2023年、%
日本	100.0	65.1	0.2	18.3	6.8	3.2	6.4	—	JPN
アメリカ	100.0	64.4	5.0	11.8	9.8	1.0	8.0	—	USA
カナダ	100.0	61.5	5.1	5.7	14.0	7.6	6.0	—	CAN
イギリス	100.0	62.4	3.1	15.2	12.6	1.9	4.9	—	UK
ドイツ 1)	100.0	53.2	1.0	20.8	9.4	2.9	12.7	0.0	DEU
フランス 1)	100.0	54.6	2.3	19.3	9.7	3.3	10.8	0.0	FRA
イタリア	100.0	60.4	1.1	15.3	12.7	2.9	7.6	0.0	ITA
オランダ 1)	100.0	50.3	3.7	24.1	10.9	2.4	8.6	0.0	NLD
ベルギー 1)	100.0	54.1	2.1	19.1	12.8	3.0	8.9	0.0	BEL
スペイン	100.0	58.0	1.8	14.8	10.1	7.4	7.9	0.0	ESP
デンマーク	100.0	52.3	2.3	8.2	28.3	3.2	5.6	0.0	DNK
スウェーデン	100.0	53.8	3.7	12.7	16.6	2.8	10.4	0.0	SWE
フィンランド	100.0	58.8	2.3	14.6	15.0	2.3	7.0	0.0	FIN
ノルウェー 2)	100.0	54.9	1.9	18.7	14.6	2.9	7.1	0.0	NOR
韓国 2)	100.0	60.4	2.3	14.9	7.6	6.1	8.6	—	KOR
オーストラリア	100.0	63.2	6.7	0.6	16.5	3.4	9.7	—	AUS
メキシコ	100.0	74.8	1.6	6.7	4.6	1.3	11.1	0.0	MEX
	Total	h	d	e	i	f	j	g	

h) Final consumption expenditure; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; i) Current taxes on income, wealth, etc.; f) Other current transfers; j) Saving, gross; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "GDP and non-financial accounts" 2025年7月現在

注：受取、支払それぞれについて、各項目の合計に対する各項目の割合を試算したもの。JILPTにおいて算出。

1) 暫定値。

2) 2022年の数値。

## 第9-2表 一人当たり国内家計最終消費支出

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita

計	食料・ 飲料・ たばこ	被服・ 履物	住居・ 水道・ 光熱	家具・ 住宅 設備	医療・ 保健	交通・ 通信	娯楽・ 文化・ 教育	飲食・ 宿泊・ その他		
支出額									at current prices	
各国通貨、原則1,000単位、2023年									in national currency, thousands(*), 2023	
日本	2,554	478	89	609	114	109	328	257	571	JPN
アメリカ	54.0	4.6	1.6	10.0	2.3	11.2	6.4	6.3	11.6	USA
カナダ	39.7	5.2	1.5	9.9	2.1	1.7	7.1	3.8	8.4	CAN
イギリス	23.7	2.8	1.2	6.1	1.2	0.5	3.5	2.8	5.7	UK
ドイツ p)	24.7	3.5	0.9	5.8	1.2	1.4	4.4	2.6	4.9	DEU
フランス p)	21.9	3.5	0.6	5.9	0.9	0.8	3.6	1.7	4.9	FRA
イタリア	21.1	3.9	1.1	4.9	1.3	0.8	3.3	1.4	4.6	ITA
オランダ	25.9	3.8	1.3	5.7	1.7	0.8	4.3	2.4	5.9	NLD
ベルギー p)	24.5	3.7	1.2	6.0	1.2	1.8	3.4	1.7	5.5	BEL
スペイン	17.8	2.9	0.6	3.8	0.8	0.7	2.6	1.5	4.9	ESP
デンマーク	206.1	31.7	8.1	58.8	9.4	6.0	34.7	18.0	39.5	DNK
スウェーデン	256.9	41.1	10.7	62.5	14.0	7.8	44.6	25.6	49.4	SWE
香港 1)	267.4	31.8	31.7	47.1	21.8	14.3	20.7	27.3	72.6	HKG
韓国 p)	22.0	3.0	1.2	3.8	0.8	1.3	3.4	3.0	5.5	KOR*
シンガポール	35.8	3.0	1.1	5.8	1.4	2.7	4.5	4.9	12.3	SGP
マレーシア	33.8	9.5	1.0	5.1	1.6	1.0	7.2	1.8	6.6	MYS
タイ 2)	153.5	42.9	4.4	14.3	5.2	8.3	21.8	8.4	48.1	THA
フィリピン	166.3	64.4	2.4	20.4	4.3	7.1	20.6	10.8	36.3	PHL
インド 3)	86.0	29.8	4.1	12.4	2.2	4.4	14.7	4.6	13.8	IND
オーストラリア	50.8	6.6	1.8	12.0	2.2	3.6	6.6	7.1	10.8	AUS
ニュージーランド p)	46.6	7.7	1.6	12.1	2.4	1.3	6.7	4.7	7.9	NZL
ブラジル 3)	22.5	5.1	1.2	5.6	2.1	1.8	2.7	0.8	3.3	BRA
メキシコ p)	172.5	47.8	3.3	27.7	10.0	5.2	39.1	10.4	28.8	MEX
T	a	b	c	d	e	f	g	h		

p) 暫定値、\* 韓国の単位は100万ウォン。

p) Provisional; \* KOR: million Won.

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, Personal care, social protection, miscellaneous goods and services.

出典： [OECD諸国] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "National Accounts Statistics" 2025年7月現在[その他の国] UN (<https://data.un.org/>) 2025年7月現在[人口] IMF (<https://www.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2025年7月現在

## 第9-2表 一人当たり国内家計最終消費支出 (続き)

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita (cont.)

	計	食料・ 飲料・ たばこ	被服・ 履物	住居・ 水道・ 光熱	家具・ 住宅 設備	医療・ 保健	交通・ 通信	娯楽・ 文化・ 教育	飲食・ 宿泊・ その他	
構成比	Composition %、2023年									
日本	100.0	18.7	3.5	23.8	4.5	4.3	12.8	10.1	22.4	JPN
アメリカ	100.0	8.5	3.0	18.5	4.3	20.7	11.9	11.7	21.5	USA
カナダ	100.0	13.1	3.8	24.9	5.3	4.3	17.9	9.6	21.2	CAN
イギリス	100.0	11.8	5.1	25.7	5.1	2.1	14.8	11.8	24.1	UK
ドイツ p)	100.0	14.2	3.6	23.5	4.9	5.7	17.8	10.5	19.8	DEU
フランス p)	100.0	16.0	2.7	26.9	4.1	3.7	16.4	7.8	22.4	FRA
イタリア	100.0	18.5	5.2	23.2	6.2	3.8	15.6	6.6	21.8	ITA
オランダ	100.0	14.7	5.0	22.0	6.6	3.1	16.6	9.3	22.8	NLD
ベルギー p)	100.0	15.1	4.9	24.5	4.9	7.3	13.9	6.9	22.4	BEL
スペイン	100.0	16.3	3.4	21.3	4.5	3.9	14.6	8.4	27.5	ESP
デンマーク	100.0	15.4	3.9	28.5	4.6	2.9	16.8	8.7	19.2	DNK
スウェーデン	100.0	16.0	4.2	24.3	5.4	3.0	17.4	10.0	19.2	SWE
香港 1)	100.0	11.9	11.9	17.6	8.2	5.3	7.7	10.2	27.2	HKG
韓国 p)	100.0	13.6	5.5	17.3	3.6	5.9	15.5	13.6	25.0	KOR*
シンガポール	100.0	8.4	3.1	16.2	3.9	7.5	12.6	13.7	34.4	SGP
マレーシア	100.0	28.1	3.0	15.1	4.7	3.0	21.3	5.3	19.5	MYS
タイ 2)	100.0	27.9	2.9	9.3	3.4	5.4	14.2	5.5	31.3	THA
フィリピン	100.0	38.7	1.4	12.3	2.6	4.3	12.4	6.5	21.8	PHL
インド 3)	100.0	34.7	4.8	14.4	2.6	5.1	17.1	5.3	16.0	IND
オーストラリア	100.0	13.0	3.5	23.6	4.3	7.1	13.0	14.0	21.3	AUS
ニュージーランド p)	100.0	16.5	3.4	26.0	5.2	2.8	14.4	10.1	17.0	NZL
ブラジル 3)	100.0	22.7	5.3	24.9	9.3	8.0	12.0	3.6	14.7	BRA
メキシコ p)	100.0	27.7	1.9	16.1	5.8	3.0	22.7	6.0	16.7	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	h	

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, Personal care, social protection, miscellaneous goods and services.

注： 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。支出額は家計最終消費支出額を人口で除したもの、構成比は家計最終消費支出に対する割合を、それぞれJILPTにおいて算出。

- 1) 娯楽・文化・教育の欄は宿泊を含み、飲食・宿泊・その他の欄は宿泊を除く。
- 2) 対家計非営利団体(NPISH)部門を含む。
- 3) 2020年の数値。

## 第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出 (日本)

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯 1)								All households
人								persons
世帯人員	2.17	1.29	2.57	3.13	2.38	2.11	1.78	a
有業人員	1.05	1.09	1.38	1.57	1.57	1.22	0.41	b
円								yen, monthly average
支出								Expenditures
消費支出計	250,929	174,784	246,899	302,642	297,819	274,243	210,517	f-o
食料	69,530	40,728	66,342	82,817	77,373	75,238	63,547	f
住居	20,068	34,832	30,340	21,006	19,218	20,057	14,713	g
光熱・水道	19,228	9,170	16,136	20,187	20,396	21,260	19,796	h
家具・家事用品	10,052	5,768	9,681	11,168	10,387	11,530	9,552	i
被服・履物	7,826	6,685	10,142	11,745	9,729	8,067	4,867	j
保健医療	12,679	8,288	10,832	11,526	11,520	14,810	13,917	k
交通・通信	33,600	20,197	36,933	43,115	44,090	40,987	22,611	l
教育	7,293	207	4,732	22,037	18,541	2,606	217	m
教養娯楽	25,486	24,113	28,766	32,507	28,130	27,526	19,999	n
その他の消費支出	45,168	24,795	32,996	46,535	58,433	52,162	41,299	o
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

a) Number of persons per household; b) Number of earners per household; f-o) Consumption expenditures; f) Food; g) Housing; h) Fuel, light and water charges; i) Furniture and household utensils; j) Clothing and footwear; k) Medical care; l) Transportation and communication; m) Education; n) Culture and recreation; o) Other consumption expenditures.

出典：総務省統計局（2025.2）「家計調査（家計収支編、詳細結果、総世帯）」

注：2024年の数値。1世帯当たり平均1か月間の収入及び支出。

1) 総世帯は、二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出 (日本) (続き)

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan) (cont.)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯のうち、勤労者世帯								Households with earners
人								persons
世帯人員	2.45	1.28	2.56	3.15	2.45	2.26	1.95	a
有業人員	1.53	1.10	1.40	1.60	1.65	1.68	1.43	b
円								yen, monthly average
収入								Income
経常収入	534,519	370,843	508,446	641,934	603,699	454,553	355,400	c-e
勤め先収入	499,127	365,215	491,059	621,179	585,651	367,017	190,296	c
事業・内職収入	3,323	444	1,352	3,814	4,452	5,140	2,503	d
他の経常収入	32,070	5,184	16,035	16,941	13,597	82,396	162,601	e
支出								Expenditures
消費支出計	275,568	176,866	246,671	306,379	305,710	287,516	240,720	f-o
食料	73,128	41,133	66,432	83,731	79,884	76,511	69,356	f
住居	23,368	35,359	30,233	20,963	18,559	20,053	18,093	g
光熱・水道	18,681	9,001	16,069	20,144	20,557	22,049	20,699	h
家具・家事用品	10,326	5,875	9,704	11,457	10,566	12,082	9,843	i
被服・履物	9,621	6,814	10,166	11,801	9,942	8,335	6,294	j
保健医療	11,879	8,332	10,984	11,537	11,977	14,963	14,042	k
交通・通信	40,826	20,582	36,608	44,909	46,635	45,790	32,879	l
教育	11,978	178	4,661	21,855	19,652	4,038	208	m
教養娯楽	28,487	24,269	28,792	32,724	28,897	26,337	22,778	n
その他の消費支出	47,275	25,323	33,022	47,258	59,040	57,358	46,528	o
非消費支出計	96,289	54,687	79,923	121,985	121,423	79,400	37,433	p-r
直接税	37,089	16,033	26,123	48,501	49,310	31,527	17,451	p
社会保険料	59,157	38,640	53,759	73,423	72,055	47,846	19,974	q
他の非消費支出	43	14	41	60	58	27	8	r
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

c-e) Current income; c) Wages and salaries; d) Income from self-employment and piecework; e) Other current income; p-r) Non-consumption expenditures; p) Direct taxes; q) Social insurance premiums; r) Other non-consumption expenditures.

## 第 9-3-2 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出 (アメリカ)

Table 9-3-2: Household income and expenditure by age group of householder (USA)

年齢階級	計	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～	
人									
persons									
世帯人員	2.4	1.9	2.6	3.3	3.0	2.2	1.9	1.6	a
18歳未満の子	0.6	0.3	0.8	1.4	0.8	0.2	0.1	(注1)	b
有業人員	1.3	1.4	1.6	1.7	1.9	1.4	0.7	0.3	c
USDoll									
U.S.dollars, annual average (mean)									
収入									
Income									
税引き前所得	104,207	48,514	102,494	128,285	141,121	121,571	75,460	56,028	d
支出									
Expenditures									
消費支出計	78,535	47,283	74,475	91,229	100,327	84,946	65,354	55,834	f-s
食料	10,169	7,215	9,630	12,460	12,772	10,214	8,483	7,168	f
アルコール飲料	643	382	600	727	838	657	610	422	g
住居	26,266	16,853	26,380	30,369	30,747	27,019	22,329	21,999	h
被服	2,001	1,541	2,220	2,649	2,547	2,032	1,377	942	i
交通	13,318	9,243	12,802	15,581	17,184	15,085	11,414	6,855	j
保健医療	6,197	1,485	3,825	5,949	6,748	6,711	7,715	7,918	k
娯楽	3,609	1,835	3,224	4,128	4,803	3,706	3,122	2,888	l
個人ケア製品	978	647	863	1,202	1,226	1,023	817	734	m
読書	125	92	93	141	183	103	117	124	n
教育	1,569	2,652	1,418	1,445	3,181	1,856	482	354	o
煙草	352	189	299	398	461	435	320	188	p
雑費	1,218	376	1,417	1,119	1,374	1,633	1,067	837	q
寄付	2,292	345	1,004	1,595	3,315	2,300	2,921	3,497	r
個人年金・保険	9,797	4,428	10,701	13,465	14,948	12,172	4,579	1,908	s
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75+	

a) Average number of persons per household; b) Children under 18 years old; c) Earners; d) Income before taxes; f) Food; g) Alcoholic beverages; h) Housing; i) Apparel and services; j) Transportation; k) Healthcare; l) Entertainment; m) Personal care products and services; n) Reading; o) Education; p) Tobacco products and smoking supplies; q) Miscellaneous; r) Cash contributions; s) Personal insurance and pensions.

出典：アメリカ労働統計局(BLS) (2025.12) *Consumer Expenditure Survey 2024*

注： 2024年の数値。1年当たりの平均収入及び支出。

1) 値が小さすぎるため非表示。

## 第 9-3-3 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出 (イギリス)

Table 9-3-3: Household income and expenditure by age group of householder (UK)

年齢階級	計	～29歳	30～49	50～64	65～74	75～	
ポンド/週							pounds, weekly average
粗所得							Income
粗所得計	1,324.3	1,067.5	1,353.1	1,632.1	1,014.6	779.7	a-g
賃金・俸給	927.0	843.3	1,068.9	1,207.8	314.5	85.8	a
現物給付からの帰属収入	13.2	10.7	13.5	16.3	0.0	—	b
事業所得	105.9	—	94.7	163.2	60.9	23.4	c
年金	79.5	—	13.5	65.3	263.8	257.3	d
財産所得	53.0	10.7	27.1	65.3	81.2	70.2	e
その他	13.2	74.7	13.5	16.3	0.0	—	f
現金給付 (社会保障等)	145.7	85.4	121.8	97.9	294.2	343.1	g
支出							Expenditures
消費支出計	623.3	542.4	638.7	628.1	506.6	401.1	i-u
(一人当たり支出週平均)	(265.6)	(252.3)	(214.1)	(274.2)	(294.2)	(260.9)	h
食料・飲料	70.5	48.9	71.7	70.8	60.4	54.9	i
酒類・たばこ・麻酔薬	11.1	4.9	10.0	15.1	13.4	8.8	j
被服・履物	17.5	13.2	21.6	19.3	14.1	8.7	k
住居・燃料・動力	113.3	173.5	120.7	93.4	72.6	66.0	l
家財・家事サービス	38.7	26.3	36.5	40.7	38.6	30.5	m
健康	7.6	3.8	6.7	9.7	11.4	10.5	n
交通	88.2	67.4	88.4	101.0	70.1	41.1	o
通信	22.2	19.4	22.8	23.5	19.6	16.2	p
娯楽・文化	72.8	43.8	66.2	76.5	68.7	46.5	q
教育	5.1	9.6	7.5	5.3	1.1	[ 1.0 ]	r
外食・外泊	44.4	38.2	43.5	45.3	38.8	22.9	s
雑費	45.6	32.6	46.3	44.9	38.4	37.2	t
その他	86.3	60.8	96.8	82.6	59.4	56.9	u
平均世帯人員 (人)	2.3	2.1	3.0	2.3	1.7	1.5	v
Age group	Total	under 30	30-49	50-64	65-74	75+	

[ ] ...報告数が20世帯未満のため注意が必要。

[ ] ... Fewer than 20 reporting households.

a) Wages and salaries; b) Imputed income from benefits in kind; c) Self-employment income; d) Private pensions, annuities; e) Investment income; f) Other income; g) Total cash benefits; h) Average weekly expenditures per person; i) Food and non-alcoholic drinks; j) Alcoholic drinks, tobacco and narcotics; k) Clothing and footwear; l) Housing, fuel and power; m) Household goods and services; n) Health; o) Transportation; p) Communication; q) Recreation and culture; r) Education; s) Restaurants and hotels; t) Miscellaneous goods and services; u) Other expenditure items; v) Weighted average number of persons per household.

出典：イギリス国家統計局(ONS) (2025.5) *The Effects of Taxes and Benefits on Household Income, UK, 2023/24*、同 (2025.9) *Family spending in the UK: FYE 2024 edition*

注：2023年4月から2024年3月にかけての2023会計年度の数値。支出は3年間の平均に基づく。週当たり所得は年間総所得を52週で除し、各年齢階級別割合からJILPTにおいて実額を算出。サンプルサイズが小さいため一部の現金給付データは秘匿されている。

## 第 9-4 表 国民負担率（対国民所得比）

Table 9-4: Tax and social security burden as a percentage of national income

	年（年度）	租税負担率	社会保障負担率	計（国民負担率）	
					%
日本	2025	28.2	18.0	46.2	JPN
〃	2022	29.4	19.0	48.4	JPN
アメリカ	2022	27.8	8.6	36.4	USA
イギリス	2022	37.8	12.0	49.7	UK
ドイツ	2022	33.1	22.8	55.9	DEU
フランス	2022	44.3	23.8	68.1	FRA
スウェーデン	2022	50.5	5.0	55.5	SWE
	CY/FY	Tax burden	Social security burden	Total (National burden rates)	

出典：財務省（2025.3）「国民負担率の国際比較」

注： 国民負担率 = 租税負担率 + 社会保障負担率。日本の2025年度は見通し、2022年度は実績。その他の国は推計による2022年暫定値。

## 第 9-5 表 分野別公的社会支出

Table 9-5: Public social expenditure by policy area

	日本 (2021年)	アメリカ (2021)	イギリス (2021)	ドイツ (2021)	フランス (2021)	スウェーデン (2021)	
支出額							at Current prices
各国通貨, 10億単位							in national currency, billions
高齢給付	46,892	1,527	181	365	314	552	a
遺族	6,332	133	2	62	37	11	b
障害・業務災害・傷病等	6,649	202	40	72	45	178	c
保健	60,521	2,187	230	367	242	380	d
家族	12,389	143	48	97	67	181	e
積極的労働市場政策	3,219	311	—	21	21	64	f
失業	1,301	214	2	52	49	23	g
住宅	640	54	30	19	16	21	h
その他の社会政策分野	3,128	207	41	6	30	29	i
合計	141,070	4,978	572	1,061	821	1,438	T
対GDP比							Percentage of GDP
%							%
高齢給付	8.5	6.6	7.7	9.9	12.5	10.1	a
遺族	1.1	0.6	0.1	1.7	1.5	0.2	b
障害・業務災害・傷病等	1.2	0.9	1.7	2.0	1.8	3.2	c
保健	10.9	9.5	9.8	10.0	9.7	7.0	d
家族	2.2	0.6	2.0	2.6	2.7	3.3	e
積極的労働市場政策	0.6	1.3	—	0.6	0.8	1.2	f
失業	0.2	0.9	0.1	1.4	1.9	0.4	g
住宅	0.1	0.2	1.3	0.5	0.6	0.4	h
その他の社会政策分野	0.6	0.9	1.7	0.2	1.2	0.5	i
合計	25.4	21.6	24.4	28.9	32.7	26.3	T
	JPN	USA	UK	DEU	FRA	SWE	

a: Old-age; b: Survivors; c: Incapacity-related; d: Health; e: Family; f: Active labour market programmes; g: Unemployment; h: Housing; i: Other social policy areas; T: Total

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Social Expenditure" 2025年7月現在

注：イギリスは積極的労働市場政策の数値が公表されていない。

第 9-6 表 労働市場政策への公的支出（対 GDP 比）

Table 9-6: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP

	計 (A+P)	積極的措置							消極的措置			%	
		小計 (A)	公共 職業 サービ ス	職業 訓練	雇用イ ンセン ティブ	保護及 び援助 雇用と リハビリ テーショ ン	直接的 雇用創 出	創業イ ンセン ティブ	小計 (P)	失業又 は無業 所得の 補助・ 支援	早期退 職		
2022年度/FY													
日本 1)	0.48	0.30	0.07	0.01	0.21	0.01	0.00	*0.00	0.18	0.18	0.00	JPN	
アメリカ 2)	0.19	0.08	0.02	0.03	0.01	0.02	0.00	0.00	0.11	0.11	0.00	USA	
カナダ 1)	0.65	0.21	0.11	0.06	0.01	0.00	0.01	0.00	0.44	0.44	0.00	CAN	
ドイツ	1.30	0.53	0.29	0.16	0.02	0.02	0.03	0.01	0.78	0.78	0.00	DEU	
フランス	2.54	0.84	0.26	0.35	0.05	0.08	0.07	0.03	1.70	1.70	*0.00	FRA	
イタリア 3)	3.08	0.34	0.12	0.12	0.09	0.01	0.00	*0.00	2.74	2.73	0.01	ITA	
オランダ	1.47	0.61	0.12	0.07	0.14	0.28	0.00	0.00	0.86	0.86	0.00	NLD	
ベルギー	1.63	0.69	0.19	0.18	0.15	0.14	0.03	0.00	0.93	0.89	0.04	BEL	
ルクセンブルク 4)	1.27	0.70	0.08	0.19	0.29	0.00	0.13	0.00	0.57	0.40	0.17	LUX	
スペイン	2.33	0.76	0.15	0.11	0.11	0.14	0.12	0.14	1.57	1.56	0.01	ESP	
デンマーク	2.15	1.51	0.33	0.23	0.07	0.88	0.00	0.00	0.64	0.59	0.05	DNK	
スウェーデン	1.25	0.99	0.35	0.06	0.35	0.22	0.00	0.01	0.26	0.26	0.00	SWE	
フィンランド	1.90	0.79	0.16	0.28	0.06	0.14	0.13	0.02	1.11	1.11	0.00	FIN	
ノルウェー	0.57	0.28	0.10	0.06	0.05	0.08	0.00	*0.00	0.29	0.29	0.00	NOR	
韓国	1.02	0.46	0.06	0.08	0.09	0.04	0.14	0.04	0.57	0.56	0.00	KOR	
オーストラリア 5)	0.92	0.37	0.15	0.03	0.13	0.06	*0.00	0.00	0.55	0.55	0.00	AUS	
ニュージーランド 6)	0.79	0.26	0.06	0.09	0.09	0.03	0.00	0.00	0.52	0.52	0.00	NZL	
	T	A	a	b	c	d	e	f	P	g	h		

\*) 有意ではない値。

\*) Not significant.

T) Total (A and P); A) Active measures (a to f); a) Public employment services and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Sheltered and supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; P) Passive measures (g and h); g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) “Public expenditure and participant stocks on LMP” 2025年6月現在

注：統計数値は各国の制度・慣行や調査報告基準の影響を受けているため、国際比較を行うに当たっては、労働市場プログラムに関するデータの範囲と比較可能性に留意する必要がある。

- 1) 4月からの年度の数値。
- 2) 10月からの年度の数値。
- 3) 2020年度。
- 4) 雇用インセンティブおよび直接的雇用創出は、障がい者を含む。
- 5) 7月からの年度の数値。州・地域の政策は含まない。
- 6) 7月からの年度の数値。

第 9-7 表 社会保障負担料率

Table 9-7: Employer-employee social security rates

	年金	医療	介護	雇用	その他		2025年、%
日本 1)	18.300	10.0	1.59	1.45	なし		JPN
労働者	労使折半	労使折半	労使折半	0.55	—		employee
使用者				0.90	—		employer
アメリカ 2)	12.4	2.90	なし	(0.60+州税)	なし		USA
労働者	6.2	1.45	—	—	—		employee
使用者	6.2	1.45	—	(0.60+州税)	—		employer
イギリス 3)	23.0	主に税財源	なし	国民保険 制度に統合	なし		UK
労働者	8.0	—	—	—	—		employee
使用者	15.0	—	—	—	—		employer
ドイツ 4)	18.6	14.6	2.6-4.2	2.6	なし		DEU
労働者	9.3	7.3	0.8-2.4	1.3	—		employee
使用者	9.3	7.3	1.8	1.3	—		employer
フランス 5)	17.75	7.00	主に税財源	4.05	家族 手当	住宅支援基 金への拠出	FRA
労働者	+ 6.90    † 0.40	0.00	—	0.00	—	—	employee
使用者	+ 8.55    † 2.02	7.00	—	4.00	3.45	+ 0.1    † 0.5	employer
	Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others		

出典： [日本] 厚生労働省、日本年金機構、全国健康保険協会、 [アメリカ] 社会保障庁及び労働省、 [イギリス] Gov.uk、 [ドイツ] 連邦保健省、厚生労働省 [フランス] 国立統計経済研究所(Insee)、雇用局、社会保障費徴収機関(URSSAF)

注 1) [年金] 厚生年金の一般被保険者の保険料率 (2020年9月分から適用)。 [医療] 全国健康保険協会 (旧政府管掌健康保険) による全国平均の保険料率。料率は都道府県ごとに異なる (2024年3月分から適用される料率は9.44~10.78%)。 [介護] 40~64歳までの第2号被保険者の保険料率。2025年3月分から適用。 [雇用] 「一般の事業」における負担率。詳細については「第4-7表 失業保険制度」の財源の項 (p.162) を参照。

2) [年金] 2013年から、Affordable Care Act施行後、高額所得者には0.9%が加算された。 [医療] メディケアパートAを指す。 [雇用] 使用者が全額負担 (3州を除く)。連邦、州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また、連邦は6.0%の料率だが、期日前に支払うことで割引かれて0.6%になる。州の料率や課税対象額は州ごとに異なり、全米レベルで統一した料率はない。

3) 公的年金、雇用保険等を含む単一の社会保険制度である国民保険の料率。なお、所定額 (2025年度は週967ポンド) を超える所得については、労働者向けの料率は2%。

4) [介護] 2025年1月1日以降、賃金の3.6% (労使折半)。ただし、子を有しない被保険者については、4.2% (労：2.4%、使：1.8%)。ザクセン州は別規定。

5) 間部門の場合。4万7100ユーロ/年までの給与に対する割合 (2025年)。 [年金] 老齢保険を指す。+ このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。† 対全給与。 [医療] 雇用主の負担率は、従業員の年間報酬が法定最低賃金(SMIC)の2.5倍まで場合、7.0%で、2.5倍を超える場合、13%。 [雇用] 2025年1月5日から4.00% (2025年4月30日まで4.05%)。2019年1月以降、被用者からの拠出は廃止。その代替として一般社会拠出(CSG)9.2%を被用者が拠出し、そのうち1.47%が失業保険の財源である。 [家族手当] フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するものまで含んでいるため、その他に計上。収入が法定最賃の3.5倍までの者は3.45%。 [住宅支援基金への拠出] + 従業員規模50人未満は0.1%、† 50人以上は0.5%。

## 第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等

Table 9-8: Public assistance systems

	日本	
制度名	生活保護制度	求職者支援制度（注1）
根拠法	生活保護法（1950年制定、最終改正2024年）	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（2011年制定、最終改正2024年）
管理運営	厚生労働省（実施は地方自治体）	厚生労働省、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関
財源	国（4分の3）及び自治体（4分の1）	政府の一般財源及び雇用保険特別会計
対象	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者	雇用保険の適用がなかった離職者、フリーランス・自営業を廃業した者、雇用保険の受給が終了した者、一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す者など
受給要件	生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提。扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先する	以下の全てに該当する者が対象となる <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人収入が月8万円以下</li> <li>・世帯全体の収入が月30万円以下</li> <li>・世帯全体の金融資産が300万円以下</li> <li>・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない</li> <li>・訓練実施日全てに出席する（やむを得ない理由がある場合であっても、8割以上出席する）</li> <li>・世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない。</li> <li>・過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない</li> <li>・過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない</li> </ul>
給付の種類・水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種類：生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助（医療扶助、介護扶助は現物給付、それ以外は金銭給付が原則）</li> <li>・生活扶助の基準額：①食費等の個人的費用（年齢別に算定）、②光熱水費等世帯共通的费用（世帯人員別に算定）、を合算して算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練受講手当：月10万円</li> <li>・通所手当：訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）</li> <li>・寄宿手当（訓練施設に通所するために住居の変更が必要とハローワークが認める場合：月10,700円</li> <li>・給付期間：訓練期間（2～6か月）に応じた期間</li> </ul>
現状・実績	生活保護費：2兆7,808億円（2025年度当初予算） 被保護世帯数：163万6,372世帯（2025年6月） 被保護者数：198万8,497人（実人員、2025年6月）	求職者支援訓練受講者数累計：4万4,699人（2023年度） 訓練修了者等の就職状況：基礎コース60.1%、実践コース 60.6%（2023年度）

注 1) 一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援を拒否したりすると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は、労働金庫の貸付制度を利用できる（要返済）。訓練の受講料は無料、テキスト代等は自己負担。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	アメリカ				
制度名	貧困家庭一時扶助(TANF)	補足的保障所得 (SSI)	メディケイド	補助的栄養支援プログラム (SNAP、旧フードスタンプ)	一般扶助 (勤労所得税額控除) (注3)
根拠法	社会保障法	社会保障法	社会保障法(ACA) (注2)	フードスタンプ法	1986年税制改革法
管理運営	州政府	連邦政府	州政府	州政府	連邦政府
財源	連邦及び州の一般財源	連邦政府	連邦及び州の一般財源	連邦政府	—
対象	未成年の児童、妊婦のいる世帯等	65歳以上の高齢者、障害者等	貧困家庭の児童、妊婦等	所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	1ドル以上の年収があるとともに、子の数等で定まる上限年収以下の者
受給要件	州ごとに異なる	所得・家族構成等により、州ごとに異なる (州により上乘せ給付あり)	所得・家族構成等により、州ごとに異なる	所得・家族構成等により異なる	所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付 (実際は給付)
給付の種類・水準	州ごとに決定	1人当たり：994ドル 夫婦当たり：1491ドル (月額、2026年)	—	4人世帯：最大994ドル (月額、2026年度)	平均還付額：約2894ドル (2024年)
現状・実績	被保護者数：209万人 (2025年度)  被保護世帯数：84万世帯 (2025年度)  基礎手当額(連邦政府支出)：31億ドル (2024年度)	被保護者数：726万人 (2025年1月)  総支給額：631億ドル (2024年)	被保護者数：7880万人 (2025年1月)  総支給額：9317億ドル (2024年)	被保護者数：4170万人 (2024年度平均)  総支給額：998億ドル (2024年度、諸経費込み)	2400万人が総額で700億ドルの還付 (2025年)

注 2) Affordable Care Act: ACA.

3) Earned Income Tax Credit: EITC.

## 第9-8表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	イギリス		
制度名	ユニバーサル・クレジット	所得調査制求職者手当	雇用・生活補助手当(所得連動)
根拠法	2012年福祉改革法	1995年求職者法	2007年福祉改革法
管理運営	雇用年金省	雇用年金省	雇用年金省
財源	一般財源	一般財源	一般財源
対象	従来の低所得者向け給付(注4)を統合する制度として、2013年以降段階的に導入中(2026年3月末で完了予定) ※対象者は、18歳～年金受給年齢未満のイギリス居住者(例外的に16～17歳層にも適用)	原則として18歳～年金受給年齢未満の失業者であるイギリス居住者(16～17歳層について例外あり) ※ユニバーサル・クレジットへの統合に伴い、新規申請は不可	健康上の理由により就労困難な低所得者。就労能力を評価の上、就労関連活動グループと要支援グループに区分 ※ユニバーサル・クレジットへの統合に伴い、新規申請は不可
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得、失業中又は就労が不可能</li> <li>・フルタイムの教育を受けていない(例外あり)</li> <li>・資産が1万6000ポンド以下</li> <li>・受給中の活動計画に合意する(通常、求職者として受給するためには、ジョブセンター・プラス職員との定期的な面談や継続的な求職活動などが記載される)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事に就いておらず(又は週16時間未満労働)、フルタイムの教育も受けていない</li> <li>・就労が可能</li> <li>・資産が1万6000ポンド以下</li> <li>・収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいない</li> <li>・受給中の活動計画に合意し、2週間に1度、ジョブセンター・プラスに来所する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金支給開始年齢前の者</li> <li>・法定の傷病手当、産休手当を受給しておらず、復職もしていない</li> <li>・求職者手当を受給していない</li> <li>・世帯内に雇用・生活補助手当の受給者がいない</li> <li>・資産が1万6000ポンド以下</li> </ul>
給付の種類・水準	世帯構成等(子、障害者の子を含む等)により支給内容を決定、受給者の収入や資産等に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額(ポンド、月額、2025年度) ・単身者: 16～24歳 316.98 25歳以上 400.14 ・カップル(25歳以上): 628.10 加算 ・児童(2人まで): 292.81(注5) ・保育費(実費の85%): 1人 1031.88、2人～1768.94 ・健康問題(就労が不可能): 423.27 ・住居費(賃貸料等)など	世帯構成等(障害者、年金受給者を含む等)により支給内容を決定、受給者の収入や資産等に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額(ポンド、週当たり、2025年度) ・単身者: 16～24歳 72.90 25歳以上 92.05 ・カップル(18歳以上): 144.65	世帯構成等(障害者、年金受給者を含む等)により支給内容を決定、受給者の収入や資産等に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額(ポンド、週当たり、2025年度) ・単身者: 16～24歳 72.90 25歳以上 92.05 ・カップル(18歳以上): 144.65 グループ別の加算(注6) ・就労関連活動: 36.55 ・要支援: 48.50
現状・実績	給付者数: 548万人、 総支給額: 667億4千万ポンド (グレートブリテン、2024年度)	給付者数: 2万3千人 総支給額: 9千万ポンド (グレートブリテン、2024年度)	給付者数: 97万9千人 総支給額: 71億7千万ポンド (グレートブリテン、2024年度)

注 4) 所得調査制求職者手当、所得連動制雇用・生活補助手当、活補助、住宅給付、税額控除(児童・就労)。

5) 2017年4月の制度改正以前からの継続受給の場合、1人目は339.00ポンド/月、2人目以降292.81ポンド(人数制限なし)。

6) 就労関連活動グループの加算は、2017年4月以降の新規申請者には適用されない。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

イギリス (続き)			
制度名	所得補助	住宅給付	リスタート・スキーム
根拠法	1992年社会保障拠出・給付法	1992年社会保障拠出・給付法	
管理運営	雇用年金省	雇用年金省及び地方自治体	雇用年金省、官民の就労支援組織
財源	一般財源	一般財源	—
対象	一人親等	賃貸住宅に居住する低所得世帯に賃貸料を補助	ジョブセンター・プラスが対象者を就労支援組織に紹介 ・ユニバーサル・クレジットまたは所得調査制求職者手当を6か月以上受給しており、集中的求職活動が適用されている失業者・低所得者
受給要件	※ユニバーサル・クレジットへの統合に伴い、新規申請は不可 ・16歳～年金支給開始年齢前の者 ・無所得又は低所得 ・資産が1万6000ポンド以下 ・週の就労が16時間未満（配偶者は24時間未満） ・所定の条件を満たす者（妊娠中、一人親で子が5歳未満（養子の場合16歳未満）、介護者等）	※ユニバーサル・クレジットへの統合に伴い、新規申請を年金支給開始年齢に到達した高齢者や支援住宅等の居住者に限定 ・住居の賃貸料を支払っている ・低所得又は給付を受給している ・資産が1万6000ポンド以下	支援内容： ・対象者の求職活動（必要に応じた訓練等を含む）、就労を阻んでいる問題（健康問題など）に関する支援等 ・就労支援組織には、成果（所定の給与所得額の達成、自営業者として6か月間の就業等）に応じて委託費が支払われる
給付の種類・水準	家族構成等を勘案（単位：ポンド） ・単身者 16～24歳：72.90 25歳以上：92.05 ・カップル 18歳以上：144.65（週当たり、2025年）	・賃貸料の全額又は一部（公的住宅か民間賃貸かなど、条件により異なる） ・資産額等により減額	
現状・実績	被保護者数：4万人 総支給額：2億8千万ポンド（グレートブリテン、2024年度）	被保護者数：207万人 総支給額：154億6千万ポンド（グレートブリテン、2024年度）	2021年の導入以降、2025年10月までの参加者は96万人。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	ドイツ		
制度名	社会扶助 (Sozialhilfe)	市民手当 (Bürgergeld)	長期失業者の削減プログラム
根拠法	社会法典第12編	社会法典第2編 (SGB II)	社会法典第3編 (SGB III)
管理運営	地方自治体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	連邦労働・社会省
財源	自治体の一般財源 (高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障については、2014年以降は連邦政府が100%負担)	連邦政府の一般財源 (全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)	欧州社会ファンドの資金を活用
対象	就労能力のない生活困窮者(資力調査が要件)	働くことが可能で生活に困窮している者 (大半は失業給付 I の受給期間が終了した者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・35歳以上の失業給付 II 受給者</li> <li>・2年以上の失業者 (特に5年以上の失業者には集中促進策が行われる)</li> <li>・有用な職業資格がないこと</li> <li>・職業紹介を行う上で困難な状況があること (健康上の問題、50歳以上、ドイツ語の知識がない等)</li> </ul>
受給要件	親族等からの支援がなく、かつ、就労が不能な生活困窮者であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15歳以上法定老齢年金の支給開始年齢未満 (注7)</li> <li>・1日最低3時間の就労ができる者</li> <li>・自身の財産や収入を利用しても生計を十分に確保できず、親族や他者等からの支援も得ていない状態であること</li> <li>・日常的にドイツに居住していること</li> </ul>	労働社会省が欧州社会ファンドの資金を活用して行う長期失業者対策は、上述の一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、ジョブセンターを通じて賃金助成を行う

注 7) 2012年から上限は段階的に67歳に上げ中。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	ドイツ (続き)		
給付の種類・水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付額は、必要不可欠な生計費から手取り収入や他制度からの現金給付等の合計を差し引いた額を基本に算定される</li> <li>・中心的な給付は「生計扶助」で、給付内容は、食料、住居、衣服、身体の手入れ、家具、暖房及び日常生活上の個人的需要（一定限度内での交際や文化生活への参加等）に係る費用（必要不可欠な生計費）である</li> <li>・このほかに疾病、障害、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う「特別扶助」や「高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障」給付などがある</li> </ul>	<p>給付基準月額： (2025年1月1日以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身者、ひとり親、未成年のパートナーがいる者：563ユーロ</li> <li>・双方とも成人（満18歳以上）同士のカップル：1人につき506ユーロ</li> <li>・両親と同居する18歳以上25歳未満の者：451ユーロ</li> <li>・14～17歳：471ユーロ</li> <li>・6～13歳：390ユーロ</li> <li>・0～5歳：357ユーロ</li> </ul>	<p>一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、最大75%の賃金助成が支払われる</p>
現状・実績	<p>被保護者数：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活扶助受給者数 約22万4千人（2023年末）</li> <li>・高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障受給者 約125万人（2024年9月）</li> </ul>	<p>市民手当受給者数：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労可能な受給者 約400万人（2024年）</li> <li>・就労可能でない受給者（上記の同居人） 約152万人（2024年）</li> </ul>	<p>賃金助成のほかにも、ジョブセンターの専門員により、長期失業者に対する就職に向けた適切な働きかけ、雇用後の企業内でのコーチング、必要に応じた職業資格や基礎能力（読み書き等）の習得への斡旋などを行う</p>

## 第9-8表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	フランス					
制度名	積極的連帯所得手当(RSA)		連帯特別手当(ASS)			
根拠法	社会福祉・家庭法典L.262-2条など		労働法典第L5423-1条など			
管理運営	家族手当金庫(CAF)、農業社会共済(MSA)、県、雇用年金省		規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営はフランス・トラバユ(France Travail)			
財源	国の一般財源		国の一般財源 (全額国庫負担)			
対象	25歳以上、若しくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者(注8)		原則失業給付(雇用復帰支援手当: ARE)の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者			
受給要件	職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3か月間、就労所得とRSAを同時に取得できる		<ul style="list-style-type: none"> <li>・離職前10年間に5年以上就業していたこと</li> <li>・実際に求職活動を行っていること</li> <li>・手当を申請した時点で家族扶養手当及び住宅手当を除く1か月の収入が、一定額(2025年12月現在、単身者1,353.10ユーロ、夫婦(カップル)2,126.30ユーロ)に満たない</li> </ul>			
給付の種類・水準	RSAの定額金は、世帯の収入、構成人数等により設定		世帯収入に応じて給付額が決まる			
		子なし	子1人	子2人	月収	1人当たり給付額/月
	単身者	646.52	969.78	1,163.73	773.20未満	579.90
	カップル夫婦	969.78	1,163.73	1,357.69	773.20~1353.10未満	1353.10ユーロと収入の差額
					1353.10以上	給付ゼロ
					1546.40未満	579.90
					1546.40~2126.30未満	2126.30ユーロと収入の差額
					2126.30以上	給付ゼロ
					(単位:ユーロ、2025年12月現在)	
	※単身者は、子3人目以降は1人増えるごとに258.61ユーロが加算、カップルは276.73ユーロ加算					
現状・実績	被保護世帯数: 184万世帯(2025年12月末現在) 被保護者数: 476万人(2025年12月末現在)		受給者:29万1200人(2025年11月現在) 支給総額:22億2万5000ユーロ(2019年)			

出典:厚生労働省「2025年海外情勢報告」等、[日本]「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(2011年10月)、[アメリカ]保健社会福祉省(DHHS)、農務省、内国歳入庁、[イギリス] Gov.uk、Citizens Advice、[ドイツ]労働社会省(BMAS)、連邦雇用エージェンシー(BA)、厚生労働省「2023年海外情勢報告」[フランス]政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)、調査・研究・評価・統計局(DREES)ウェブサイト(Suivi mensuel des prestations de solidarité - Édition de février 2026, Paru le 27/02/2026)参照。

注8) 所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI(社会参入最低所得手当)及びAPI(単親手当)に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。

## 第 9-9 表 育児休業制度

Table 9-9: Childcare leave schemes

	日本	イギリス		
		出産(養子)休暇	父親休暇	共有両親休暇
根拠法	育児・介護休業法 (1995年制定、最終改正2025年)	雇用権利法 (1996年)	同左	同左
対象者	1歳未満の子を養育する全ての男女労働者 (日々雇用者を除く) 一定の範囲の有期契約労働者は対象	女性被用者 (実親、養親を 問わない)	男性被用者 (実親、養親を 問わない)	男女被用者 (実親、養親を 問わない)
請求権行使の要件	①労働者(日々雇用者を除く)、②子が1歳6か月(2歳までの休業の場合は2歳)になるまでの間に労働契約が満了し、更新されないことが明らかでない者(注1)	雇用されていること(期間要件なし)	出産予定週の15週間までに勤続26週以上	出産予定週の15週間までに勤続26週以上、パートナーの就労・収入状況に条件あり
期間	・子が1歳に達するまでの連続した期間 ・父母がともに育児休業を取得するなど一定の要件を満たす場合は1歳2か月まで取得可能 ・子が1歳に達した時点でいずれかの親が育児休業中である場合や保育所に入所できないなどの場合には1歳6か月まで(同様の条件で最長2歳まで)取得可能。また、産後パパ育休(出生時育児休業)が2022年10月より施行(注2)	産前産後で最長52週間、うち産後2週間(工場労働の場合は4週間)は取得義務あり	産後52週目までに1週間又は2週間	出産休暇52週のうち、産後に取得する部分について(最長で、産後2週間を除く50週)、両親間で分割して取得が可能(注3)
形態	全日休暇(子1人につき、原則2回)	規定なし(通常は全日休暇)	1週間又は2週間で1回取得	両親とも、3期間まで分割して取得が可能
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳以降の育児休業の場合は2週間前)まで	事前予告は出産予定日の15週間前、休暇開始(法定手当の支給開始)予告は開始日の28日前まで	事前予告は出産予定日の15週間前まで、休暇開始予告は開始日の28日前まで	休暇開始日の8週間前まで
解雇・不利益取扱	事業主による解雇など(就業環境を害することを含む)不利益取扱いの禁止及びハラスメント防止措置の義務付け	解雇は不公正解雇制度上の救済を受ける不利益取扱いの禁止	同左	同左

注 1) 労使協定で対象外にできる労働者は、①雇用された期間が1年未満の労働者、②1年(1歳以降の休業の場合は、6か月)以内に雇用関係が終了する労働者、③週の所定労働日数が2日以下の労働者。

2) 男性は子の出生後8週間の間に通算4週間(2回まで分割が可能)の休業を育児休業とは別に取得することが可能。産後パパ育休による休業中の就業は、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で可能。

3) なお、別途「両親休暇」として、子が18歳に達するまで18週間(年4週まで)の無給の休暇取得を認める制度がある。

第 9-9 表 育児休業制度 (続き)

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	日本 (続き)	イギリス (続き)		
		出産(養子)休暇	父親休暇	共有両親休暇
復職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている</li> <li>・指針において、育児休業後は、原職又は原職相当職に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている</li> </ul>	52週のうち最初の26週の間には復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる (注6)	原職に復帰することができる	52週のうち最初の26週の間には復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	雇用審判所への争訴提起	同左	同左
現状	育休取得率：男性40.5%、女性86.6% (注4)	—	—	—
中小企業の取扱	—	—	—	—
有給・無給	規定なし	勤続26週以上で、国民保険加入の下限額以上の賃金額であることを要件として、一定期間の法定手当制度あり (注7)	同左	同左
その他	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される (注5)	法定手当は保険料徴収の対象となる。このため被保険者としての資格も継続される	同左	同左

注 4) 2024年、厚生労働省「雇用均等基本調査」より。2022年10月1日～2023年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、2023年10月1日までに育児休業（産後パパ育休を含む）を開始した者（開始の予定を申し出ている者を含む）の割合。

- 5) 育児休業を取得した一定の条件を満たす者に対し、休業取得前の賃金月額67%（2014年度から）が支給される育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。ほかに子の看護休暇制度があり、1日又は時間単位で取得可。
- 6) なお、復帰予定日を変更する場合、8週間までに雇用主への予告を要する。
- 7) 手当は雇用主により支給され、うち92%が還付される。出産休暇及び共有両親休暇の場合、支給期間は最長で39週、うち最初の6週間は従前の給与額の90%、以降33週は週187.18ポンド（2025年度）といずれか低い額。手当の支給方法等は給与に準じ、保険料の拠出は継続。また父親休暇に係る法定手当は、従前の給与額の90%若しくは週187.18ポンド（同）のいずれか低い額。

## 第 9-9 表 育児休業制度 (続き)

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ	ドイツ	フランス
根拠法	家族・医療休暇法 (1993年) (注8)	両親手当、両親休暇に関する法 (BEEG)	労働法典L1225-47条、L1225- 48条、L1225-50条
対象者	男女労働者 (実親、養親、監 護者)	子を自ら自宅で監護又は養育す る者	男女労働者。実親、養親、継親 子の扶養権を引き受けた者
請求権 行使の 要件	当該事業主に12か月以上雇用 されていたこと 過去12か月の労働時間が1250 時間以上であること	両親の一方でも双方共同しても よい	子の出生又は3歳未満の養子を 引取りの日に最低1年の勤務を 証明すること
期間	・生後、養子縁組後又は監護幹 旋後12か月の間に12週間 (た だし、夫婦が同一事業所に雇用 されている場合は、夫婦で合わ せて12週間) ・取得期間の分割、時間単位で の取得が可能	・子が満3歳になるまで育児休暇 を事業主へ請求することができる ・子が満8歳になるまでの期間であ れば、36か月の両親休暇のう ち、最大24か月までを別の時期 に持ち越すこともできる ・休暇の取得は、両親が同時にま たは時期をずらして、あるいは一 方の親が単独で取得するといっ た、家庭のニーズに応じた選択が 可能	・子が3歳に達するまでの間 ・最初は1年間の育児休業を取 得でき、その後2回更新が可能 (満3歳で終了、子が3つ子の 場合は5回まで更新可) ・ただし、子が重度の病気・事故・ 障害を負った場合は、休業期間 を1年延長できる ・休業中、育児分担当 (PreParE)により、賃金補助の受 給が可能 (注9)
形態	1日又は1週間の労働時間短縮	休暇の期間中は、週32時間 (1 か月平均) までの労働が可能	子が3歳になるまで、①1~3年休 職する、②パートタイム労働 (週 16~32時間) に移行する、③職 業教育を受ける一のものいずれかの方 法又はその組合せ
請求 予告 期間	休暇開始日の30日前まで	遅くとも期間開始の7週間前に文 書により使用者に要求 (3歳以 降の育児休業は13週間前)	産休に連続する場合： 休業開始1か月前  その他の場合： 休業開始2か月前
解雇・ 不利益 取扱	育児休業の権利行使に対する干 渉、抑圧、拒否、不利益取扱の 禁止	育児休業請求以降終了まで解 雇禁止。ただし、特別の場合に は、管轄官庁等が例外的に解雇 を許容する宣言を発することがで きる	育児休業を理由に解雇すること はできないが、それとは関係のない 場合 (例：経済解雇) はできる
復職	休暇前と同じ仕事又は同等の仕 事への復職の権利を有する	以前と同じ又は同等の職へ復帰 できる	以前と同じ又は同程度の職に復 帰できる

注 8) 2020年4月施行の家族第一・新型コロナウイルス対策法(FFCRA)により、感染防止対策で閉鎖された学校や保育園に通う子の世話をする勤続30日以上労働者に対し、最大で実質12週間の有給休暇を付与 (同年12月までの時限措置)。

9) 第1子の場合は1歳になるまでの間、親それぞれ6か月間まで (ひとり親の場合は1歳まで)、第2子以降は末子が3歳になるまでの間、親それぞれ24か月間まで (ひとり親の場合は3歳まで) 賃金補助を受けられる。

## 第 9-9 表 育児休業制度 (続き)

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ (続き)	ドイツ (続き)	フランス (続き)
担保方法	使用者による損害賠償	労働裁判所、使用者による損害賠償	使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い
現状	—	—	—
中小企業の取扱	従業員50人未満の事業主は適用除外	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、16人以上の従業員を雇用する使用者に対して請求できる	すべての事業所について休暇制度を完全に実施 (1995年1月より)
有給・無給	無給	両親手当を支給	無給
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付は休暇中も継続</li> <li>・介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後最大12か月になるまで「両親手当」を支給 (注10)</li> <li>・両親ともに2か月以上子育てに参加し、就労所得の減少が生じる場合は、2か月分をこれに加え、2人合わせて最大14か月分を請求することができる</li> <li>・このほか両親手当プラス、パートナーシップボーナス等の特例制度がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金について算定基礎となる</li> <li>・休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない</li> </ul>

注 10) 従前手取賃金の67%。支給率の67%は、平均月間所得が1200ユーロを超える場合は超えた額2ユーロ毎に0.1%ずつ、最低65%に達するまで引き下げられ、平均月間所得が1000ユーロ未満の場合は、差額2ユーロ毎に0.1%ずつ、最高100%に達するまで引き上げられる。上限1800ユーロ、下限300ユーロ。

出典：厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府、[日本] 厚生労働省及び東京労働局、[アメリカ] 労働省、中窪裕也著 (2010) 「アメリカ労働法 (第2版)」、[イギリス] Gov.uk、[ドイツ] 家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)、[フランス] 家族手当金庫(CAF)

## 第 9-10 表 一日あたり生活時間配分

Table 9-10: Average minutes spent in different activities

調査年		仕事または 学習	無償労働 (家事・育児 ・介護等)	個人的ケア (睡眠・食事 等)	レジャー	その他		
分/1日あたり							minutes per day	
日本	2021	計	368	125	640	269	37	T JPN
		男	442	47	632	284	34	M
		女	292	208	647	254	40	F
アメリカ	2019	計	284	187	663	280	26	T USA
		男	320	145	648	303	23	M
		女	248	228	678	257	29	F
カナダ	2015	計	305	186	637	279	34	T CAN
		男	341	148	622	298	32	M
		女	268	224	653	260	36	F
イギリス	2014/15	計	262	195	645	306	32	T UK
		男	309	140	635	327	30	M
		女	216	249	655	285	35	F
ドイツ	2012/13	計	248	196	648	331	17	T DEU
		男	290	150	638	346	16	M
		女	205	242	659	316	18	F
フランス	2009/10	計	204	181	752	294	9	T FRA
		男	235	135	743	319	8	M
		女	175	224	761	270	10	F
イタリア	2013/14	計	177	219	708	323	13	T ITA
		男	221	131	710	366	12	M
		女	133	306	705	281	14	F
オランダ	2016	計	243	186	682	315	15	T NLD
		男	285	145	666	330	14	M
		女	201	225	697	300	17	F
ベルギー	2013	計	236	192	664	339	9	T BEL
		男	274	144	648	365	8	M
		女	199	237	677	317	9	F
スウェーデン	2010	計	293	196	622	321	6	T SWE
		男	313	171	611	338	7	M
		女	275	220	633	306	5	F
韓国	2014	計	344	132	678	258	28	T KOR
		男	419	49	676	272	24	M
		女	269	215	680	244	32	F
	Survey year		Paid work or study	Unpaid work	Personal care	Leisure	Other	

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Time Use" 2025年5月現在

注：原則15～64歳。国により調査の対象年月・定義が異なるため、比較には注意を要する。

## 第9-11表 ジェンダー不平等指数 (GII)

Table 9-11: Gender Inequality Index

	2005年	2010	2015	2020	2022	2023	(2023年順位/Rank)	
デンマーク	0.054	0.048	0.034	0.010	0.004	0.003	(1)	DNK
ノルウェー	0.069	0.070	0.040	0.009	0.004	0.004	(2)	NOR
スイス	0.047	0.050	0.038	0.017	0.009	0.007	(3)	CHE
スウェーデン	0.074	0.056	0.038	0.012	0.008	0.010	(4)	SWE
オランダ	0.068	0.052	0.034	0.024	0.017	0.013	(5)	NLD
フィンランド	0.086	0.073	0.056	0.030	0.023	0.021	(6)	FIN
アイスランド	0.107	0.093	0.062	0.041	0.025	0.024	(7)	ISL
ベルギー	0.101	0.090	0.062	0.044	0.038	0.031	(8)	BEL
シンガポール	0.137	0.075	0.050	0.034	0.032	0.031	(8)	SGP
オーストリア	0.115	0.105	0.083	0.048	0.038	0.033	(10)	AUT
フランス	0.157	0.129	0.096	0.056	0.041	0.034	(11)	FRA
韓国	0.102	0.078	0.067	0.042	0.040	0.038	(12)	KOR
スロベニア	0.133	0.127	0.062	0.066	0.040	0.042	(14)	SVN
イタリア	0.173	0.123	0.079	0.048	0.046	0.043	(15)	ITA
スペイン	0.124	0.104	0.074	0.049	0.045	0.043	(15)	ESP
カナダ	0.134	0.137	0.107	0.066	0.054	0.052	(18)	CAN
アイルランド	0.186	0.163	0.111	0.066	0.055	0.054	(19)	IRL
オーストラリア	0.137	0.137	0.109	0.072	0.056	0.056	(20)	AUS
ドイツ	0.107	0.096	0.076	0.071	0.058	0.057	(21)	DEU
日本	0.146	0.118	0.118	0.079	0.062	0.059	(22)	JPN
ポルトガル	0.165	0.127	0.083	0.071	0.073	0.076	(26)	PRT
ニュージーランド	0.165	0.165	0.136	0.085	0.078	0.082	(30)	NZL
イギリス	0.203	0.178	0.129	0.094	0.083	0.083	(31)	GBR
ギリシャ	0.178	0.156	0.125	0.118	0.109	0.103	(34)	GRC
中国	0.210	0.226	0.202	0.154	0.138	0.132	(41)	CHN
ロシア	0.335	0.274	0.206	0.181	0.171	0.169	(45)	RUS
アメリカ	0.258	0.245	0.217	0.181	0.173	0.169	(45)	USA
マレーシア	0.282	0.262	0.233	0.182	0.173	0.172	(47)	MYS
タイ	0.389	0.368	0.403	0.307	0.298	0.288	(73)	THA
フィリピン	0.455	0.442	0.403	0.362	0.352	0.351	(86)	PHL
メキシコ	0.425	0.418	0.379	0.368	0.361	0.358	(88)	MEX
ブラジル	0.467	0.447	0.436	0.411	0.390	0.390	(96)	BRA
インド	0.615	0.566	0.496	0.441	0.427	0.403	(102)	IND
インドネシア	0.550	0.494	0.477	0.429	0.422	0.423	(108)	IDN
調査対象国数	144	155	158	165	166			Number of countries

出典：UNDP (<https://hdr.undp.org/data-center/>) "Human Development Data" 2025年5月現在

注：ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)とは、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワーメント、そして労働市場の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数である。値は0（完全に平等）から1（完全に不平等）までの数字で表わされる。リプロダクティブ・ヘルスの状況は、妊産婦死亡率と15~19歳の女性1000人当たりの出生数で測定する。エンパワーメントの状況は、立法府の議席に占める男女別割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。労働市場の指標は、女性の労働市場への参加率で判断する。